

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年12月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 山下の家具長岡店
所在地 長岡市喜多町字鎧瀧391-1
設置者 株式会社山下家具店
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後7時
但し、年間120日は午後7時30分
(変更後) 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時
(変更後) 24時間
- 3 変更年月日
平成24年11月23日
- 4 届出年月日
平成24年11月22日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成24年12月7日から平成25年4月7日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp